

公共事業等及び企業活動からの暴力団排除の主要な取組

平成25年12月

公共事業等からの暴力団排除の取組について

〔平成21年12月4日
暴力団取締り等総合対策WT〕

政府の取組

- 平成24年9月までに、警察庁と全ての省庁との間において、暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度、あらゆる公共事業等からの暴力団排除等に関する合意書を締結
- 平成24年10月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を改正し、国及び地方公共団体並びに事業者の責務を規定
- 平成25年4月、予算決算及び会計令を改正し、一般競争に参加させることができない者として指定暴力団員等を規定

独立行政法人等の取組

- 平成25年3月までに、警察庁と、(独)都市再生機構、(独)国立印刷局及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構との間において、あらゆる公共事業等からの暴力団排除に関する合意書を締結
- 平成25年3月、(独)国立病院機構における一般競争の参加資格について暴力団排除に係る規定を追加
- 平成25年3月、警察庁と、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との間において、あらゆる公共事業等からの暴力団排除に関する合意書を締結

地方公共団体の取組

- 平成25年6月までに、39都道府県において、暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度を整備するとともに、あらゆる公共事業等の指名基準等に暴力団排除条項を導入
- 平成23年10月までに、全都道府県において、暴力団排除に関する条例が施行され、そのうち、24年4月までに46都道府県において、公共工事等の事務事業から暴力団を排除するための必要な措置を義務付け

企業活動からの暴力団排除の取組について

〔平成22年12月9日
暴力団取締り等総合対策WT〕

政府の取組

- 平成25年11月までに、証券業界、銀行業界、建設業界、不動産業界、債権管理回収業界、生命保険業界、ホテル・旅館業界、損害保険業界及び少額短期保険業界の標準契約約款等における暴力団排除条項のモデル作成を支援
- 平成25年1月、証券取引からの暴力団排除のため、日本証券業協会に暴力団情報を提供するシステムの運用を開始
- 平成25年3月、以下の内容を含む「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」が閣議決定
 - ・ 建設業法及び宅地建物取引業法等5法令における許可等の基準について、法改正の機会をとらえて、法律で欠格要件等に暴力団員等を加える方向で検討
 - ・ 国の基準を参酌して地方公共団体が条例で定める児童福祉施設の運営に関する基準等において、地域の実情に応じ、暴力団排除条項を設けることが可能とされていることを確認
- 平成25年6月、警察庁においては、環境省及び経済産業省と協議の上、「使用済小型電子機器等の再資源化事業からの暴力団排除に関する合意書」を締結

地方公共団体の取組

- 平成24年12月までに、8府県において、競争入札参加資格審査に、暴力追放運動推進センターが行う「不当要求防止責任者講習」の受講実績を評価点数に加えるなどの制度を導入